

令和元年度 父母負担軽減事業補助金に関する調書

学籍番号	Y	1			
クラス	年 組 番				
フリガナ					
生徒氏名					

「家計急変世帯」に該当する方は、こちらを記入してください。

(1) 家計急変の内容に○を付けてください。
保護者の (離婚・失職・死亡)

(2) 家計急変の事実発生日を記入してください。
平成・令和__年__月__日 発生
※死亡・離婚等が平成31年1月1日から令和元年12月31日まで。
※失職が平成30年12月31日から令和元年12月30日まで。

① 世帯内容(平成30年12月31日時点)を記入してください。

- ・「保護者(申請者)の配偶者の欄」は、配偶者の方が、保護者の扶養から外れている場合は記入してください。
- ・保護者と扶養人数の計は、課税証明書等に記載されている扶養人数と保護者(申請者)の欄の合計人数になります。
- ・保護者以外の方が生徒を扶養している場合は、こちらに記入してください。

保護者(申請者)の欄						保護者(申請者)の配偶者の欄									
続柄	保護者氏名		年齢	生徒と	同居・別居	続柄	配偶者氏名		年齢	生徒と	同居・別居				
					同居・別居						同居・別居				
↓(保護者が)扶養している方を以下に記入↓						↓(配偶者が)扶養している方を以下に記入↓									
扶養人数	続柄	区分	学校等	扶養者氏名	年齢	生徒と	同居・別居	扶養人数	続柄	区分	学校等	扶養者氏名	年齢	生徒と	同居・別居
1人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居		1人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居	
2人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居		2人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居	
3人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居		3人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居	
4人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居		4人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居	
5人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居		5人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居	
6人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居		6人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居	
7人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居		7人		公立 私立	未就学児・小・中学校 高校・大学等			同居・別居	
保護者と扶養人数の計				(A)	人	配偶者と扶養人数の計				(B)	人				
世帯人員中16歳未満(H15.1.2以降生)()人 / 生徒本人を除く私立高校の弟妹の人数()人															
世帯人員中16歳以上19歳未満(H12.1.2~H15.1.1生)()人 / 生徒本人を除く私立高校または大学等に通う兄弟姉妹の人数()人															

保護者以外の方が生徒を扶養している方の欄			
続柄	氏名	年齢	生徒と
			同居・別居

世帯人員	
※保護者以外の方が生徒を扶養している場合は、上の欄の(A)+(B)に「1」を足した数を記入してください。	
(A)+(B)	人
	人

② 市町村民税所得割額と県民税所得割額の合計額を記入してください。

- ・課税証明書等に記載されている市町村民税所得割額と県民税の合算額を記入してください。
- ・詳細はピンク色のパンフレット(令和元年度 父母負担軽減事業 補助金のお知らせ)P2を参照してください。
- ・「配偶者の市町村民税所得割額」の欄は、配偶者の方が保護者の扶養から外れている場合のみ記入してください。

保護者の市町村民税所得割額	(C)	円	配偶者の市町村民税所得割額	(D)	円
県民税所得割額の合計額			県民税所得割額の合計額		
市町村民税所得割額と	(C) + (D) =		円		
県民税所得割額の合計額					

③ 基準額表(下表)を作成して、該当する基準を○で囲んでください。

- ・ピンク色のパンフレット(令和元年度 父母負担軽減事業 補助金のお知らせ)P3基準額表AからEを参照した上で、所得要件の欄を記入または確認した後、どの基準に該当するかを選択してください。

基準	所得要件	授業料補助金額	入学金補助金額	施設費等納付金補助額
			(1年生のみ)	
基準A	世帯の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が非課税(0円)	336,000円-就学支援金受給額	100,000円	174,000円
基準B	世帯の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が85,500円未満	336,000円-就学支援金受給額		
基準C	世帯の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が()円未満 ※詳細はピンク色のパンフレットP3基準額表Cを元に記入	336,000円-就学支援金受給額		
基準D	世帯の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が()円未満 ※詳細はピンク色のパンフレットP3基準額表Dを元に記入	336,000円-就学支援金受給額	対象外	
基準E 多子世帯	世帯の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が(354,500円)未満 ※詳細はピンク色のパンフレットP4を参照してください	336,000円-就学支援金受給額		
生活保護世帯	※詳細はピンク色のパンフレットP4を参照してください	336,000円-就学支援金受給額	100,000円	174,000円
家計急変世帯	※詳細はピンク色のパンフレットP4を参照してください	授業料-就学支援金受給額		

- ・多子世帯とは、私立高校生、大学生等が3人以上いる場合で、基準AからDに該当しない世帯となります。
- ・本校の場合、授業料補助金の上限額は336,000円(月額28,000円×12ヶ月)となります。
- ・本校の場合、施設費等納付金補助の上限額は174,000円(月額14,500円×12ヶ月)となります。
- ・施設費月額12,000円×12ヶ月+実験実習費10,000円+図書費5,000円+衛生費5,000円+冷暖房費10,000円
- ・基準の年収はあくまで目安です。

母子家庭認定番号	管理番号
	No.1-011-04-0122